

雇用調整助成金 早わかり ガイド

雇用調整助成金を利用して雇用の維持をご検討の事業主様へ

雇用調整助成金は、コロナウイルスによる影響を受けた事業主が、リストラをすることなく雇用の維持を図る場合に支給される助成金です。都道府県によって多少取扱いが異なる場合が御座います。ご参考に
なれば幸いです。

雇用調整助成金を受ける場合のポイントは下記の通りです。

- ①雇用保険の適用事業主である
⇒雇用保険料を財源としていますので。
- ②対象者は、雇用保険被保険者で既に退職する事が分かっている方は対象外となります。
⇒原則、雇用を維持する為の助成金なので。
- ③生産指標（売り上げ等）が計画書提出月前月と対前年同月比5%以上減少している
（4月1日～6月30日以外は10%減少）
※事業所設置して1年満たず前年同期比が比較できない場合は、令和元年12月と比較
（12月売上が無ければ対象外）
- ④1賃金計算期間の休業させる日数、時間数が、対象労働者に係る所定労働延日数の1/40以上
である（大企業1/30）
※上記計算は、雇用保険適用事業所単位で考えます。1月24日に遡及して適用。
- ⑤休業手当の額は平均賃金の60%以上を支払っている
⇒休業協定書で毎月支給割合を決めることができる。
- ⑥不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがない。
- ⑦不正受給に関与した役員等がない。
- ⑧労働保険料の滞納がない。

※その他にも要件が御座います！

助成金はいくら受給できるか？

助成金の計算は、下記の通り金額を算出します。

前年度の労働保険年度更新の雇用保険の確定賃金 ÷ 前年度の雇用保険被保険者数（平均）
÷ 年間所定労働日数 × 休業手当支給率 × 助成金支給率（※1）

(※ 1) 助成金支給率

助成内容と支給率	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当又は教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成率	1 / 2 緊急対応期間は 2/3 又は 3/4	2 / 3 緊急対応期間は 4/5 又は 9/10
教育訓練を実施したときの加算額 (1人1日あたり)	1,200円	
	緊急対応期間は 1,800円	緊急対応期間は 2,400円
支給限度日数	1年間で100日(3年で150日) 緊急対応期間は別途日数加算	

※助成金の日額の上限は、1日8,330円の為、支払った休業手当を下回る事があります。

また逆に労働者の夫々の賃金が平均よりも低い場合は助成金の方が多い事も有ります。

※正社員とパートタイマーで休業手当の支給率を変える場合は、低い方の率で助成金が計算されます。

※所定労働日の所定労働時間内に行われた休業に限ります。公休日は助成金の対象になりません。

助成金を貰う為にどのように休業させれば良いか？

休業させる場合は、交替制で休業させても問題御座いません。同一人物のみを休業させても問題ないですが、出来るだけ平等に休業させた方が良いと思います。

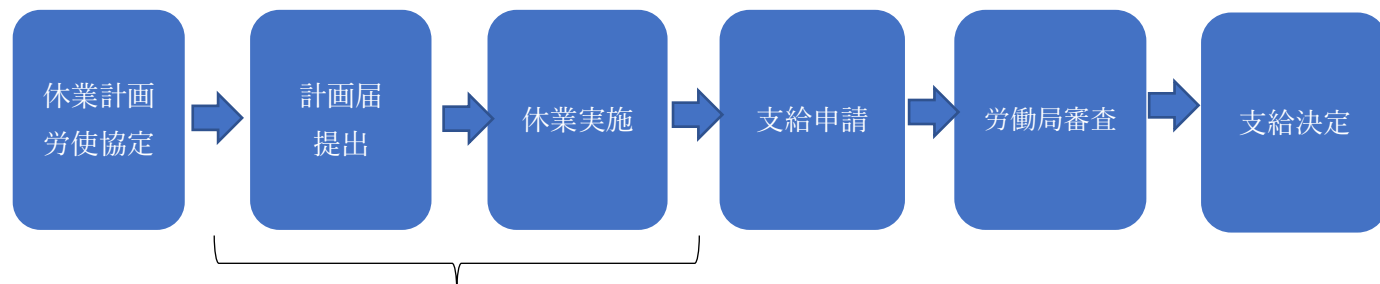
部門ごとに休業の予定を立てて、労使協定で休業手当の支給率などを決定し計画書を作成します。

6月30日までに計画届を出す場合、第1回目のみ過去に遡って休業した日も助成金の対象になります。

休業ではなく時間短縮する場合は、一斉に短縮若しくは立地が独立した部門単位ごとの一斉時間短縮が要件となります。

助成金の申請の仕方

助成金は、事前に計画届を作成、届出を行い、その後に休業させ、支給申請を毎月行います。



※第1回目のみ6月30日までに計画届を届け出すれば、過去休業の遡及が認められます。

※助成金が支給されるまでで支給申請後、2か月程度かかります。

教育訓練を行う場合の注意点

- 教育訓練を行う場合、いつ訓練を受けるかを決める必要があります。
- 訓練は1回3時間以上の訓練が必要。
1日又は半日単位となります。

例) 1日8時間勤務の場合で5時間の教育訓練を受講した場合

中小企業で緊急対応期間は1日2,400円の加算ですが、5時間は0.5とし
 $2,400 \text{円} \times 0.5 = 1,200 \text{円}$ の加算が付きます。

- 教育訓練はどのような内容が認められるか？

職業に関連する知識、技術を習得させ、又は向上させる事を目的とする教育訓練、講習等であって所定労働日の所定労働時間内に行われる訓練であること。

※感染防止の観点から、自宅等で行う訓練も対象になりました。

ご参考になりましたでしょうか？今回の新型コロナウイルスに関する雇用調整助成金は非常に変更が多い為、あくまでも現時点の内容となります。

万一、企業様で手続き等が困難な場合は、助成金アウトソーシングも行っておりますが、原則として企業様の内容を正確に把握する為に「人事労務顧問契約」を前提とさせていただきます。

弊社は全国対応となっております。お気軽にご相談下さい。

【顧問契約内容と報酬】

報酬は労働者数に応じて決まります。総合顧問と相談顧問が御座います。

人数	総合顧問（手続き+相談）	相談顧問
1名～9人	20,000円	15,000円
10人～25人	30,000円	20,000円
26人～50人	40,000円	30,000円
51人～75人	50,000円	35,000円
76人～100人	70,000円	50,000円
101人～	別途お見積り	

■総合顧問（手続き+相談）

下記業務が毎月の報酬に含まれています。

- ①社会保険、労働保険の手続き
- ②健康保険、労災保険等の給付申請
- ③36協定書の作成、届出
- ④労務相談
- ⑤助成金の提案
- ⑥就業規則の見直し

■相談顧問は、日々発生する人事労務に関する相談に対してご提案等を行います。

手続きは自社でというお客様向けのサービスです。

【助成金アウトソーシングの流れ】

※新型コロナウイルス感染防止の為、原則、全て電話、メール等による対応になります。

ステップ 1 お申し込み

電話又はメールにて申請代行をお申込下さい。

上村経営法務事務所 TEL : 06-4790-8507

e-mail: info@uemura-houm.jp



ステップ 2 ヒアリング

助成金を受給できるかどうかをヒアリングさせていただきます。

ヒアリングシートをメール致しますのでご記入の上ご返信頂きます。



ステップ 3 添付書類の準備

会社様でご用意いただく書類をご準備頂きます。

※助成金に必要な書類をご連絡致します。ご準備整いました資料から当事務所へメールしていただきます



ステップ 4 計画書類の作成

当事務所で計画書類を作成します。



ステップ 5 書類チェック&ご捺印

計画書類の作成が完了したら、書類のチェック及びご捺印をしていただくため御社に資料をご郵送又はメールさせていただきます。



ステップ 6 計画書類の届出代行

労働局等へ計画届けの提出の代行をします。



ステップ 7 休業等の実施

計画通りに休業等を実施して頂きます。



ステップ 8 支給申請及び次回計画届けの書類作成及び申請代行

判定基礎期間終了毎に支給申請と次回計画届出の書類作成及び申請代行を行います。



ステップ 9 助成金の振込み

支給申請後、数ヶ月で助成金が振り込まれます。



ステップ 10 行政より支給決定通知書が届き次第等事務所にメール又はFAXを頂きます。



ステップ 11 当事務所よりご請求書を発送

【弊所助成金報酬】

(消費税別)

区 分		顧問先様	スポット様
計画届作成	初回	20,000 円	30,000 円
	2 回目以降	無料	20,000 円
支給申請		助成金×10%	助成金×15%
	報酬上限料金	10 万円	-
	報酬下限料金	3 万円	3 万円

※人事労務顧問料金は別途お見積りさせていただきます。